

尾張旭市粗大ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 尾張旭市廃棄物処理清掃条例（昭和47年条例第19号）に規定する粗大ごみ処理手数料（以下「処理手数料」という。）の収納事務及び粗大ごみ処理券（以下「処理券」という。）の交付（以下「収納事務」という。）を委託することについては、法令その他に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(収納事務の委託)

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第158条第1項及び尾張旭市廃棄物処理清掃規則第4条第2項の規定により収納事務を委託することができる。

(受託者の資格等)

第3条 収納事務の委託契約を締結できる者（以下「受託者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、市税等に滞納がなく、収納事務の履行に関し、適正かつ責任をもって処理ができる者とする。

- (1) 市内もしくは、隣接市町に店舗を有し、現に継続して事業活動をしている者又は今後継続して事業活動する見込みがある者。
- (2) その他市長が市民の利便の増進に寄与するため必要と認めた者。

2 収納事務の委託を受けようとする者は、「尾張旭市粗大ごみ処理券取扱店申込書」（様式第1号）（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(委託契約)

第4条 市長は、申込書を提出した者が、前条第1項各号に掲げる要件に適合し、かつ適当と認めたときは、「尾張旭市粗大ごみ処理券取扱店決定通知書」（様式第2号）を交付し、その者と収納事務の委託契約を締結する。

(書類等の交付)

第5条 市長は、受託者に収納事務に必要な書類を交付するものとする。

2 受託者は、市民の見やすい場所に「尾張旭市粗大ごみ処理券取扱店」の標識（様式第3号）を掲出するものとする。

(処理手数料の収納)

第6条 受託者は、購入者に処理券を交付する際に、処理券1枚につき800円の処理手数料を収納しなければならない。

(報告)

第7条 受託者は、半期ごとの処理券の交付実績を「尾張旭市粗大ごみ処理手数料収納実績報告書」（様式第4号）により原則として上期（4月から9月

までの期間)の実績は、10月15日までに、下期(10月から翌年3月までの期間)の実績は、4月15日までにそれぞれ市長に報告しなければならない。

(処理手数料の納付)

第8条 受託者は、市が発行する納入通知書により納付期限までに公金取扱金融機関等へ処理手数料を払い込まなければならない。

- 2 前項にいう納付期限は、納入通知書送付日(請求日)から10日後とする。その日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日とする。

(調査)

第9条 市長は、受託者の収納事務実施状況について随時調査をすることができる。

- 2 受託者は、前項の調査に協力しなければならない。

(委託手数料の支払)

第10条 市長は、受託者に対して納入された処理手数料の100分の10に相当する額(消費税法による消費税及び地方消費税法による地方消費税相当額を含む。)を委託手数料として支払うものとする。

- 2 処理手数料の納付と委託手数料の支払いは、地方自治法施行令第164条第1項第4号の規定により繰替え払いをすることができるものとする。

(届出義務等)

第11条 受託者は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、「尾張旭市粗大ごみ処理券取扱店申込書記載事項変更届」(様式第5号)により、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 廃業等の理由により取扱店を廃止又は休止する場合は、「尾張旭市粗大ごみ処理券取扱店廃止・休止届」(様式第6号)により直ちに市長に届け出なければならない。

(権利又は義務の譲渡の禁止)

第12条 受託者は、委託契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承し、若しくは再委託してはならない。ただし、市長が承諾した場合はこの限りではない。

(契約の解除等)

第13条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要しないで委託契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくて、所定の期日より委託事務に着手しないとき。
- (2) 委託事務処理が著しく不当であると認められるとき。
- (3) 受託者の責めに帰すべき理由により委託契約に違反したとき。

(4) 前号に定めるもののほか、契約条項に違反し、その違反により委託契約の目的を達成することができないとき。

2 前項の規定により市長がこの契約を解除した場合において、受託者に生じた損害があっても、市長は一切その補償の責めを負わない。

(損害の賠償)

第14条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 受託者が、委託事務の実施に際し、市長又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条の規定により契約が解除された場合において、受託者が市長に損害を与えたとき。

(事務の引継ぎ)

第15条 受託者は、委託契約が満了したとき、又は第13条の規定により契約を解除された場合は、直ちに収納事務に関する書類等を整理し、市長に引き継がなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から実施する。ただし粗大ごみ処理券の販売は、平成23年6月1日から実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。